

港区広告宣伝活動費支援事業補助金

燃料費、原材料費などの高騰の影響を乗り越えようとする
区内中小企業者の積極的な事業活動を支援するため、
広告宣伝活動費に必要な費用の一部を補助します。



補助金額

上限額**40万**

補助率

3分の2



補助対象者

以下の要件を満たす
港区内の事業者が対象となります。

1. 法人については、区内に本店登記があること及び区内に主たる事業所を有すること。個人事業者については、区内に事業所を有すること。また、区内で引き続き2年以上事業を営んでいること。
2. 法人については、法人事業税及び法人住民税を、個人事業者については、特別区民税及び都民税(事業所課税)を滞納していないこと。
3. 申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けていないこと(過去に受けたことがある場合も含む)
4. 過去に、本補助金において、「広告宣伝活動費」の経費で補助金交付を受けていないこと。



申請期間

令和6年**4月22日(月)**から
令和7年**1月31日(金)**まで
※当日消印有効



補助対象期間

交付決定日～
令和7年**3月7日(金)**まで

！！注意！！

令和7年3月7日(金)までに事業(掲載)終了・納品・支払い(クレジットカード等による口座引き落とし含む)・区への実績報告書の提出(※当日消印有効)をしていただく必要があります。



募集に関する詳細は裏面もチェック！

対象・対象外経費

販路開拓のために、新たに行う広告宣伝活動に必要な費用

※令和7年3月7日(金)までに事業(掲載)終了・納品・支払い(クレジットカード等による口座引き落としを含む)・区への実績報告書の提出が必要になります。

対象経費一例

①チラシ製作費等

デザイン料、チラシ印刷費、のぼり、販促品(販促品単価上限200円)等

②広告掲載料等

新聞、雑誌、公共交通機関の広告やオンライン上の広告への掲載又は製品等を案内する印刷物を新聞等へ折込する際に要する費用等

対象外経費一例

- ・切手の購入費用、通信料、振込手数料等
- ・名刺
- ・既存のチラシ等の増刷
- ・ホームページ作成費
- ・消費税、源泉徴収
- ・交付決定前に実施、経費を支払った費用
- ・補助対象期間を超えた部分の経費

手続きの流れ

オレンジの部分①③は申請者が行う項目です。



郵送にて交付申請書一式を提出

※提出書類はホームページをご覧ください。

令和6年4月22日から令和7年1月31日【消印有効】

宛先

下記郵送先、「港区広告宣伝活動費支援事業補助金宛」まで

詳細は港区立産業振興センターのホームページをご確認ください。



問合せ・郵送先

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階

港区 産業振興課経営支援係

TEL:03-6435-4620(年未年始、祝日除く平日9:00~17:00)

